

平成29年度緑化推進事業助成要領

第1 趣 旨

公益財団法人山形県みどり推進機構定款第4条第1号及び第2号に関する事業を推進するため、第2に掲げる事業主体が「緑化推進事業」を行う場合において、公益財団法人山形県みどり推進機構助成事業実施規程（以下「規程」という。）に基づき、予算の範囲内で当該事業主体に対し助成金を交付する。

第2 事業主体（申請者の要件）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人並びに次の要件を満たす団体とする。ただし、所在地が山形県内である法人、団体に限る。

- ア 規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められること。
- イ 規約等に、団体の名称、事務所の所在地、会員の要件、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定されていること。
- ウ 営利を目的としないこと。
- エ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- オ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦し、支持又は反対することを目的とするものでないこと。

第3 助成の対象事業及び内容

助成の対象とする事業は、次に掲げる基準を満たすものとし、1団体につき1事業とする。果樹・野菜・穀物の栽培など、農業分野の活動は対象外とする。また、事業の実施場所は山形県内に限るものとする。

（1）都市・農山村の環境緑化整備事業

この事業は、地域住民（団体）が、植樹や育樹などを通して、都市・農山村の環境緑化に関わる整備を行うものである。同一団体の助成対象期間は3年間を原則とする（平成25年度以降に適用）。

（2）都市・農山村の環境緑化維持管理事業

この事業は、地域住民（団体）が、これまでの活動で造りあげた憩いの森や花壇などの維持管理（病虫害防除、施肥、補植、下刈りなど）を継続して行うものである。

（3）県土緑化の普及啓発・調査研究事業

この事業は、森林、河川、公園などの地域資源を生かしながら、その大切さについて広く県民に普及啓発する活動や、それに資する調査研究活動を行うものである。

（4）森林環境教育事業

この事業は、学校林などを活用し、森林整備活動などを通じた環境教育活動により、次代を担う青少年や地域のボランティアリーダーなどを育成するものである。

第4 助成金の額、対象経費の内容及び標準単価

助成金の額、対象経費の内容及び標準単価は、別表-1、2、3のとおりとする。

第5 事業にかかる手続き

助成金交付申請から助成事業実績報告までの手続きは、別紙1のとおりとする。

第6 選 考

助成金交付の対象事業は、審査会において選考するものとする。

第7 助成金交付申請の期限

助成金交付申請の期限は、次のとおりとする。

平成29年3月24日

第8 事業期間

事業を実施できる期間は、次のとおりとする。ただし、事前着手届の提出があった場合の事業を開始できる日はこの限りではない。

助成金交付決定の日から平成30年3月31日まで

附則

1. 本要領は、平成29年2月7日から施行する。

別表－１

助成金の額

	事業区分	助成金の額（１事業あたり）
1	都市・農山村の環境緑化整備事業	上限３０万円（事業費の１０分の１０以内）
2	都市・農山村の環境緑化維持管理事業	上限１０万円（事業費の１０分の１０以内）
3	県土緑化の普及啓発・調査研究事業	
4	森林環境教育事業	

・対象経費の内容（別表－２）及び標準単価（別表－３）を参考に積み上げてください。

別表－２

対象経費の内容

	科目	経費の内容
1	報償費	外部講師（技術指導者、アドバイザー等）への謝金
2	旅費	事業実施に直接必要な旅費
3	資材費等	事業実施に直接必要な資材等の購入費
	資材費	苗木、花苗、肥料、薬剤、木材、看板、標柱等
	消耗品費	事務用品、作業時の飲料等
	燃料費	チェーンソー・刈払機等の燃料
	印刷費	資料印刷、写真現像
4	機材購入費	鋸、鎌、ヘルメット等の簡易な機材の購入費
5	保険料等	ボランティア保険料、切手代、刈払機・チェーンソーの講習費等
6	使用料・借上料	会議室等の使用料、簡易な土木用重機・チェーンソー・刈払機・軽トラック・簡易トイレ等の借上料（機械損料を含む）
7	委託費	団体自らで行うことが困難なものに限る外部委託費

・以下の経費については助成対象外とします。

- (1) 団体構成員への報償費、委託費、日当
- (2) 団体構成員以外のボランティア参加者への日当
- (3) 飲食に係る経費（作業時の水分補給のための飲料に限り対象とします）
- (4) 備品となるものの購入費（例：パソコン、チェーンソー、刈払機など）
- (5) 団体構成員やボランティア参加者の自宅～集合場所間の旅費
- (6) 土地の借り上げや買い取りに係る経費
- (7) 事業実施期間を越える長期の保険料

・４：機材購入費、７：委託費は必要最小限に抑え、合計金額が助成金額の５０％未満となるようにしてください。

別表－3
標準単価

科 目	内 容	金額 (円)	備 考
報償費	外部の講師等への一般的な謝金	5,000～ 10,000	1人1日あたり
	学識経験者(大学教授等)への謝金	20,000	1人1日あたり
機材購入費	鋸(刃渡り240mm)	3,000	1個あたり
	鎌(刃長110mm, 柄長320mm)	1,500	1個あたり
	鎌(刃長180mm, 柄長1,100mm)	3,500	1個あたり
	ヘルメット	2,500	1個あたり
使用料・借上料	簡易トイレ(設置撤去管理費込み)	35,000	1基1ヶ月以内
	チェーンソー	1,000	1台1日あたり
	刈払い機	1,000	1台1日あたり
	軽トラック(資材運搬用)	3,000	1台1日あたり
委託費	作業員人件費(森林組合職員等)	9,400	1人1日あたり
	〃	1,200	1人1時間あたり

別紙 1

1 助成金交付申請

助成金の交付を受けようとする事業主体は、公益財団法人山形県みどり推進機構（以下「みどり推進機構」という。）に対し、第1号様式により申請するものとする。

2 助成金交付決定

交付申請のあった事業について、みどり推進機構が助成金交付対象事業と決定した場合は、事業主体に対し、第2号様式により通知するものとする。

3 助成金交付請求

交付決定を受けた事業主体は、みどり推進機構に対し、第3号様式により助成金の交付請求を行うものとする。

4 助成事業実績報告

助成事業が完了した事業主体は、みどり推進機構に対し、第4号様式により実績報告を行うものとする。報告期限は、規程第9条に基づき、事業完了の日から1ヶ月以内とする。ただし、最終報告期限は、平成30年3月31日とする。